

第1回 佐久市国史跡香坂山遺跡保存活用計画策定委員会 議事録

日時：令和8年5月18日（月） 13時30分～15時

会場：佐久市市民創錬センター 多目的室4・5

出席者：合計24名（委員10名、オブザーバー5名、事務局6名、受託者3名）

【委員】吉岡道明委員、国武貞克委員、八馬智委員、堤隆委員、大竹幸恵委員、伊藤康弘委員、山田博之委員、半田かつ江委員、田澤直人委員、中條壽一委員

【オブザーバー】笹崎慎一森林情報管理官（林野庁 中部森林管理局東信森林管理署）

萩原項之主事（同上）

坂本正城管理担当課長（NEXCO 東日本関東支社 長野管理事務所）

小池裕貴文化財専門員（長野県県民文化部 文化振興課文化財係）

小山峻輝文化財専門員（同上）

【事務局】神津長生教育長、春山也寸志社会教育部長、武田強文化振興課企画幹、久保浩一郎係長、松下友樹主事、井出日和主事補

議題

(1) 史跡香坂山遺跡の概要について

【委員】

香坂山遺跡だけが持つ特別な価値というのは、4万年から5万年の間に大陸を移動してきたホモ・サピエンスの最初の道具のセットが日本で初めて見つかったこと。このため、文化審議会は指定の時に「出土した石器から、大陸からホモ・サピエンスが到来したことを物語る」という価値をこの遺跡の中心に据えて指定している。

【委員】

「香坂山遺跡」を初めて知った人は「香坂山」という山があるように感じるため、山の名称ではない事を計画書のどこかで説明した方がいい。

【事務局】

そのように対応します。

(2) 保存活用計画策定の工程について

【委員】

遺跡現地の駐車場はどうか、植生はどうか、解説にインターネット環境を使用する場合、現地では電波は届くか、などの課題があるが、骨子案にそれらが載ってそれを検討するのか、その前にもう一度話をする場があるのか。

【事務局】

骨子案には、具体的な活用方法全てを書き込むことは難しいため、ある程度幅を持たせた書き方で示す予定である。具体的な活用方法については素案作成の段階で明記したい。

骨子案は、資料4構成案の「第5章 現状と課題」から「第6章 保存活用の方針」、「第7章から第10章までの保存管理、活用、整備、運営体制」について、それぞれ現状と課題及び活用の方法等を箇条書き、または表のような形でまとめたものを想定している。

【委員】

意見公募はパブリックコメントや住民説明会など具体的な手法は決まっているのか。

【事務局】

具体的な手法まではまだ定めていないが、地元住民の方々の意見を直接伺いたいと考えている。

パブリックコメントについては、佐久市のホームページや施設の窓口等に設置し、市民の意見を募りたい。

【委員】

9月の第2回委員会の時に住民説明会やパブリックコメントの方法等についての報告してほしい。パブリックコメントでは十分な意見が得られないこともあるので、アンケート等の方法で多くの意見を得られるよう工夫して欲しい。

【事務局】

意見公募等については、現時点では決まっていないため、会議に関わらず委員の皆様からご意見等いただきたい。皆さまからのご提案やご意見などを参考に第2回委員会で実施方法をご提案したい。

アンケートについては、メリット、デメリットもあるので、様々なご意見を聞いたうえで事務局として検討していきたい。

(3) 史跡香坂山遺跡保存活用計画書の構成案について

【委員】

整備等にあたっては NEXCO 東日本の土地がキーになってくる印象を受けた。計画策定にあたっては、土地の利用等に関して、どこまで可能か、どのような調整が必要かを含めて協議を早めに進めていった方がよいのではないか。この土地利用について計画にどのように記述するのか。

【事務局】

NEXCO 東日本管理地については、骨子案の作成と並行して、どのような土地利用が可能か協議を進め、その内容を適宜骨子案にも反映させ、今後の委員会で検討いただきたい。課題等については次回委員会までにまとめる。

【委員】

商工会議所では年 1 回イベントがある。そのイベントの中で、香坂山遺跡出土石器等を展示し、皆さんに広く知っていただく機会をつくりたい。計画策定前でもそのような活用は可能か。

先程アンケートの話もあったが、イベントでの展示等がもし可能であれば、そこで来場者に意見を聞くことも可能だと思う。

【事務局】

計画策定に関わらず、活用できる機会は活かしたい。

【委員】

地元には佐久考古学会や長野県考古学会という研究団体があるが、佐久市さんに後援をお願いしたり、研究団体としても協力は可能。PR 等もできるのでご承知ください。

【委員】

そのような活用については、この委員会を経なくとも、案があったらお知らせいただき、それぞれの判断で積極的にやっていただきたい。

【事務局】

承知しました。そのように対応します。

【委員】

学校でも6月頃から歴史の授業が始まる。学校へのアンケートを行いその結果を骨子案に反映させるのもいいのではないか。

長和町では世界遺産の暫定リストの時に、小学校の授業で遺跡や黒曜石の紹介をしたのちに、「どのように活用するといいか」などいくつか質問項目を設定してホームルームで話し合ってもらい、小学生や中学生、議会の代表や商工会、観光関係など色々な方々で構成された座談会を実施した。

そのような結果を広報で知らせて、活用方法や課題等の意見をさらに募り、そのアンケート結果をもとにして、令和8年度の前半で形を作る方向にしたらよいのではないか。パブリックコメントはもう少し後で実施してもいいと思う。

アンケートについては、商工会のイベントや各考古学会、佐久市の観光協会など昨年も色々なイベントをやっているのので、その際にとったものがあれば利用できる。それらを集めていくと色々な人の意見を集約できる。事務局でどんどん作るよりは、皆さんの意見で作った結果になるのではないかと思う。

【事務局】

講座やイベント等の際に市民の意見を聴き、計画に反映するよう努めます。

(4) その他 ア 香坂山遺跡説明看板の設置について

【委員】

A、B、C案について、事務局の考えはどうか。

【事務局】

A案は、史跡範囲外で、比較的停車しやすい場所である。

B案は、遺跡核心部分に一番近い場所であり、遺跡の存在を実感しやすいと考える。

C案は、看板と史跡の範囲を同時に見渡すことができる。

【委員】

B案については、安全性を考慮して道から離れた場所にした方がよい。

【委員】

B案がいいと思う。理由としては、通行する車両にとってカーブ正面に看板が見えることでアイキャッチになる。看板背後は樹林なので、スカイラインを切って景観を邪魔するようなものでもないので、そういう意味ではちょうどいいバランスなのが B 案だと思う。今後の整備を考慮すると、看板は撤去可能な形で設置するのが良い。

【委員】

現状変更申請は必要だが、指定地内への看板設置は問題ない。史跡の看板は普通史跡の範囲内にあるので、そこはあまり気にしなくていい。

A 案だと、遺跡の範囲について見学者が分からないと思う。今後の史跡全体の活用を考えた場合 B 案は存在感がありすぎることにならないかという懸念はある。ひとまず B 案か C 案どちらかではないか。

【委員】

今後の利活用の中で、ランドデザインが出てくると思うが、その中で看板デザインは変わる可能性もあることから、移動撤去可能なものとして位置付ければ問題ないと思う。あとは、国有林内ということも考慮した上で、東信森林管理署によく相談したうえで設置すればよいのではないか。

【委員】

看板設置にあたり国有保安林についての申請が必要となるので注意すること。

B 案の設置位置を微調整し、将来的には全体の計画が決まった時に一度リセットすればいいのではないか。

看板には、英語訳や QR コードなどを少し入れてもいいかと思う。QR コードを入れれば板面の面積はどのようにでも対応できるため大きくデザインを変える必要はないと思う。

【委員】

英語訳を QR コードにしてもいい。QR コードから多言語を見ることがもできる。

【委員】

QR コードは必須だろう。

【委員】

英語訳を入れると情報量が多くなりかなり面積を使うので、ひとまず題名やフレーズセン

テンスのみにしておき、詳細は QR コードから見られるようにしておけば、それほど負荷はかからないと思う。

【事務局】

説明看板への記載内容について承知しました。

【委員】

看板設置は今年中に実施とのことだが、9月の第2回委員会時に案は見られるのか。

【オブザーバー】

看板の設置に関しては、掘削を伴う場合、文化庁許可になる可能性がある。文化庁許可の場合、月1回の審議会で諮り許可が出てから実施となるため、例えば9月の委員会で内容が了承され、そこから申請書を出すとなると、許可は最短で10月中旬、もしくは11月になるかと思う。そこから発注や事務作業があるので間に合うかということについて、事務局側で調整する必要がある。冬期は工事できないとなると、その期間を見込んだうえで期間設定する必要がある。

【委員】

この委員会は決定機関ではなく意見を聞く会なので、今の指摘をよく聞き、事務局で進めてもらいたい。

【事務局】

承知しました。何かご意見等ございましたら、今月中に事務局までご連絡いただきたい。事務局としてもなるべく早く現状変更の申請をしたいので、今月いっぱいご意見をお聞きした上で、また一度皆さんにお示しするような形をとりたい。

【委員】

今月中に事務局までご意見いただきたい。設置場所についてB案が有力ということで。

【事務局】

B案で、将来的な移動も含めて検討し、その上で再度提案したい。いただいたご意見について事務局で検討した案を委員の皆様と共有し、ご意見を聞きながら計画策定を進めたい。

(5) その他 今後の計画策定について

【委員】

次回の委員会では、第6章の大綱と基本方針について、時間を確保し、トータルとしてどこをどんなふうにしていくという意見の出し合いをした方がいいと思う。

事務局で、第4章（現状と課題）を精査し、それをベースに第6章のコンセプトの部分に関して意見を尽くしたい。

そのコンセプトに基づいて、8章、9章についての具体的なアイデアも出るだろう。

遺跡の本質的価値や副次的価値についてどのような提案があるのか。それを活用するためには、どういうコンセプトでいったら効果的なのかという流れでお願いしたい。

【事務局】

承知しました。そのように対応します。

【委員】

委員会の開催回数は限られているので、次回は最低でも2時間設定にしてもらいたい。

【事務局】

承知しました。少なくとも2～3週間前には資料をお送りさせていただき、委員の皆様からいただいた意見について、当日事務局から回答します。

【委員】

是非そのようお願いします。また、前回のまとめを一枚で出してほしい。これはとても大事。発言者の記入は不要なので、前回こんな発言が出ましたというのを確認した上で今回はこういう話ですねという形でできればいいかと思う。

【事務局】

承知しました。そのように対応します。

【オブザーバー】

補助金に関するのだが、この保存活用計画については、文化庁の認定を受ける予定か。

認定を受けると、現状変更の弾力化と言って、エリアや行為者を区切って行為が限定される場合は事後の届出でいいなど、現状変更の柔軟な運用が可能になる。認定を受けたい場合には、法定計画としての手続きが別途必要になる。

【事務局】

認定を受けて法定計画として位置付けたい。

【オブザーバー】

策定後申請すると、場合によっては文化庁から修正指示等があるので、今日示された工程表にある令和10年3月刊行というのが多少ずれ込む可能性もゼロではないと思う。認定については文化庁の第3専門調査会で審議されるが、それが開催されるのが年に2回か最大3回くらいと聞いている。そのタイミングにかけられないと次の回となる。刊行後に修正指示があっても直しようがないので。そのタイミングについては県と市、文化庁でコミュニケーションをとりながら進めたいが、場合によっては再度工程表をご提示することもある。これについて了承いただきたい。

【委員】

是非、国・県と連携し、認定を目指すように。

【委員】

特に NEXCO 東日本では、道路維持に関する必要な作業などの決まりがあると思うが、通常の史跡の現状変更申請の方法では、道路維持に係る工程に沿わない場合もあるため、それらについておそらく、計画に書き込むことになると思う。このため、ある一定の範囲においては簡素化も含めて明記した上で認定をとるのがよい。予算の問題もあるとは思いますが、認定を優先させる形で工程を再検討してもらう方がよい。

【事務局】

計画の認定までの工程について、改めて長野県文化振興課と協議します。